

令和7年度

就学に向けての相談について

～詳細版～



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課

(特別支援教育総合センター)

<目次>

1. 横浜市の学びの場について	2
(1) 横浜市における特別支援教育	
(2) 一般学級	
(3) 一般学級+通級指導教室	
(4) 個別支援学級	
(5) 特別支援学校	
(6) 特別支援教室	
(7) 横浜市における学びの場のイメージ	
2. 就学相談について	8
(1) 横浜市特別支援教育総合センターについて	
① 特総センターについて	
② 特総センターまでの地図	
(2) 就学相談の申込みからの流れ	
① 申込みからの進め方	
I 学区の小学校等(校長・副校長)へ電話で面談の予約	
II 学区の校長との面談	
III 特総センターへの相談申込み	
IV 就学相談当日の流れ	
V 相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を共有	
② 就学までのスケジュール	
3. 就学先ごとの	17
(1) 個別支援学級への就学までの流れ	
(2) 通級指導教室利用までの流れ	
(3) 特別支援学校の就学までの流れ	
4. 補足説明	20
(1) 特総センターへ来所せずに個別支援学級へ入級したい場合	
(2) 通級指導教室・特別支援学校の見学や説明会について	
(3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画について	
(4) 指定地区外就学制度について	
(5) 転居予定がある方	
(6) 就学時健康診断について	
(7) 個別支援学級就学奨励費について	
(8) 就学相談・教育相談申込書について	

Ⅰ. 横浜市の学びの場について

(1) 横浜市における特別支援教育

「特別支援教育」は、全ての子どもが対象で、学校種・学級種問わず、お子さんがよりよい学校生活を送ることができるようにするための教育です。

横浜市では「インクルーシブ教育システムの構築の視点を含め、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限伸ばしていきます。そのために、教育的ニーズの把握をし、多様な教育の場を用意して、全ての子どもたちに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を保障します。」

(横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 特別支援教育編より)

(2) 一般学級

学級規模：35人(小学校)に対し、教員1人

教育課程：学習指導要領で定められた学年での指導内容

特別支援教育に関する相談窓口：児童支援専任(特別支援教育コーディネーター)※

：スクールソーシャルワーカー(SC)やスクールカウンセラー(SSW)など

配慮が必要な児童への具体的な支援例 → 学級内で、座席配慮、教材の工夫、言葉かけの工夫

→ チームティーチングの活用

→ 特別支援教室等における個別的な指導 など

※ 特別支援教育や児童に関する相談窓口となり、校内で中心的な役割を担っています。

(3) 個別支援学級(知的障害、自閉症・情緒障害、弱視)

学級規模・・・8人に対して教員1人

教育課程・・・一般学級や特別支援学校の教育課程を参考に、児童の実態に応じた特別な教育課程を編成

指導形態・・・基本は学級ごとに指導。グループを編成したり、合同で実施したりする場合もある。

- ・横浜市は、国が定める特別支援学を「個別支援学級」という名称にしています。
- ・横浜市には、①知的障害 ②自閉症・情緒障害 ③弱視の3障害種の学級種があります。
そのうち、①知的障害 ②自閉症・情緒障害の個別支援学級はすべての小学校にあります。③弱視個別支援学級は、必要に応じて設置します。
- ・児童の実態等に応じて「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成して支援指導をしています。
- ・指導形態は、集団活動の中で、必要に応じて個別の指導も行います。1対1の指導ではありませんので、ご承知ください。
- ・指導内容は、児童の興味・関心に応じた課題設定や教材、活動について工夫します。体験的な学習や、日常活動の学習を少しずつ段階的に行います。
- ・交流及び共同学習は、児童の実態に応じて学びの特性を考慮しながら、計画的に一般学級と交流したり、共同学習を行ったりしています。
- ・個別支援学級は、異学年での学級編成となるので、年上の児童の声かけや関わり方を見聞きして学んだり、年下の児童との関わりの中で責任感や自己肯定感などが育まれたりすることも期待されます。

- ・一般学級の学校行事に加えて個別支援学級の行事があります。
- ・学区の中学校へ行って個別支援学級同士で交流を行う小中個別支援学級交流会や同じ区内の個別支援学級で行う合同宿泊学習、合同学習発表会等があり、お子さんの実態に合わせて参加しています。

(4) 一般学級 + 通級指導教室(情緒、難聴・言語、弱視)

<対象> 以下、①と②の両方を満たす児童

- ① 知的発達の遅れがなく、一般学級の学習におおむね参加可能な児童
- ② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHD 等、特別な支援、指導を必要とする児童
(一部、難聴や口蓋裂など、個別支援学級在籍の児童も対象となる場合があります)

<目的> 障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服

※教科の補充は行いません。

<通級にあたって>

- ・一般学級に在籍し、個々の必要な頻度でエリア指定の通級設置校へ通い、支援指導を受けます。
- ・在籍校の所在地によって通級校は指定されます。保護者の希望ではありませんので、ご理解をお願いします。
- ・不登校の状況にある場合は、必要性の判断は出ないことが多いです。
- ・小学校は、全ての通級指導教室で保護者の送迎・付き添いが必要です。これは、児童の安全確保、保護者懇談及び保護者支援として、親子学習や指導の参観等を行うためです。また、在籍校内に設置されている通級指導教室に通う場合も、付き添いが必要です。
- ・指導回数は、児童生徒の実態に応じて週 1 回から月 1、2 回程度です。
- ・指導形態
 - 情緒障害通級指導教室：グループ指導や個別指導など、教育的ニーズや実態に応じて指導。
 - 難聴・言語障害通級指導教室：個別指導を中心に指導。
 - 弱視通級指導教室：個別指導を中心に指導。
- ・指導内容は、特別支援学校の学習指導要領にある「自立活動」の領域を参考に進められます。
- ・情緒障害通級指導教室では、情緒の安定や対人関係、コミュニケーション、認知特性に応じた学び方について支援指導を行います。弱視の通級指導教室では、視覚補助具の活用の仕方や対人関係等を、難聴・言語障害通級指導教室では、聴覚の管理や言語・発音に関する指導を行います。

<その他>

- ・横浜市には、弱視、難聴、言語、情緒の4つの障害種の通級指導教室があります。
- ・自閉症、LD・ADHD は情緒障害通級指導教室に含まれます。
- ・弱視の通級指導教室は、神奈川区の神奈川小学校にあり、盲特別支援学校の職員が指導します。

(5) 特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)

部 門・・・視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

学級規模・・・児童6人に対し、教員1人

教育課程・・・特別支援学校の学習指導要領を基に、障害の状態や特性及び発達の程度に応じて編成

- ・児童の実態等に応じた指導計画として、発達の状況や障害特性、保護者や児童の教育的ニーズを基に個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成します。
 - ・指導の工夫については、児童の興味・関心に応じて、教材の工夫を行ったり、体験的な学習を行ったりします。日常生活動作の習得やコミュニケーション、身体機能の向上を目的とした学習が多くなります。
 - ・重複障害のある児童には実態に応じた指導の必要性から担当教員の数が増えることがあります。
 - ・肢体不自由及び病弱は訪問教育もしています。
 - ・児童、保護者の希望によって学区の学校で交流及び共同学習を保護者同行のもと行います。
- ★横浜市立特別支援学校、神奈川県立支援学校への就学については、横浜市教育委員会で決定します。
- ★特別支援学校に就学するためには、学識経験者や専門家等で構成される会議で承認を得る必要があります。
- ★学校については、神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会との調整により、お住まいの住所ごとに指定されています。ご理解をお願いします。詳細は、相談時に確認してください。

<視覚障害部門、聴覚障害部門の特別支援学校>

視覚障害部門・・・横浜市立盲特別支援学校、神奈川県立平塚盲学校

聴覚障害部門・・・横浜市立ろう特別支援学校、神奈川県立平塚ろう学校

<知的障害部門の特別支援学校>

横浜市立：5校(本郷特別支援学校、港南台ひの特別支援学校、日野中央高等特別支援学校、二つ橋高等特別支援学校、若葉台特別支援学校)

神奈川県立：13校(鶴見支援学校、保土ヶ谷支援学校、金沢支援学校、みどり支援学校、あおば支援学校、瀬谷支援学校、中原支援学校、高津支援学校、麻生支援学校、横浜ひなたやま支援学校(高等部) 岩戸支援学校(高等部)、鎌倉支援学校(高等部) 三ツ境支援学校(高等部))

- ・高等部のみの学校は、市立で、日野中央高等特別支援学校と二つ橋高等特別支援学校の2校です。県立は横浜ひなたやま支援学校と岩戸支援学校の2校です。
- ・肢体不自由部門と高等部のみ知的障害部門がある学校は市立では若葉台特別支援学校です。県立では鎌倉支援学校と三ツ境支援学校の2校です。
- ・聖坂支援学校は私立、横浜国立大学附属特別支援学校は国立のため、就学希望の場合はそれぞれの募集要綱をご確認ください。市立特別支援学校や県立支援学校への入学を検討の場合は、特総センターでの就学相談が必要です。その際、受験する旨を就学相談の申込書にご記入いただき、相談時にお知らせください。

<肢体不自由部門>

横浜市立:6校（上菅田特別支援学校、若葉台特別支援学校、北綱島特別支援学校、東俣野特別支援学校、中村特別支援学校、左近山特別支援学校）

神奈川県立:5校（中原支援学校、三ツ境支援学校、鎌倉支援学校、金沢支援学校、あおば支援学校）

<病弱>

- ・市立浦舟特別支援学校、県立横浜南支援学校。
- ・病院に入院した場合や医師の診断等がある場合に利用できます。
- ・ベットサイドに教員が来て学習をしたり、病院内の集まれる場所に集まって学習したり、そのお子さんの状態に合わせて支援・指導を行います。

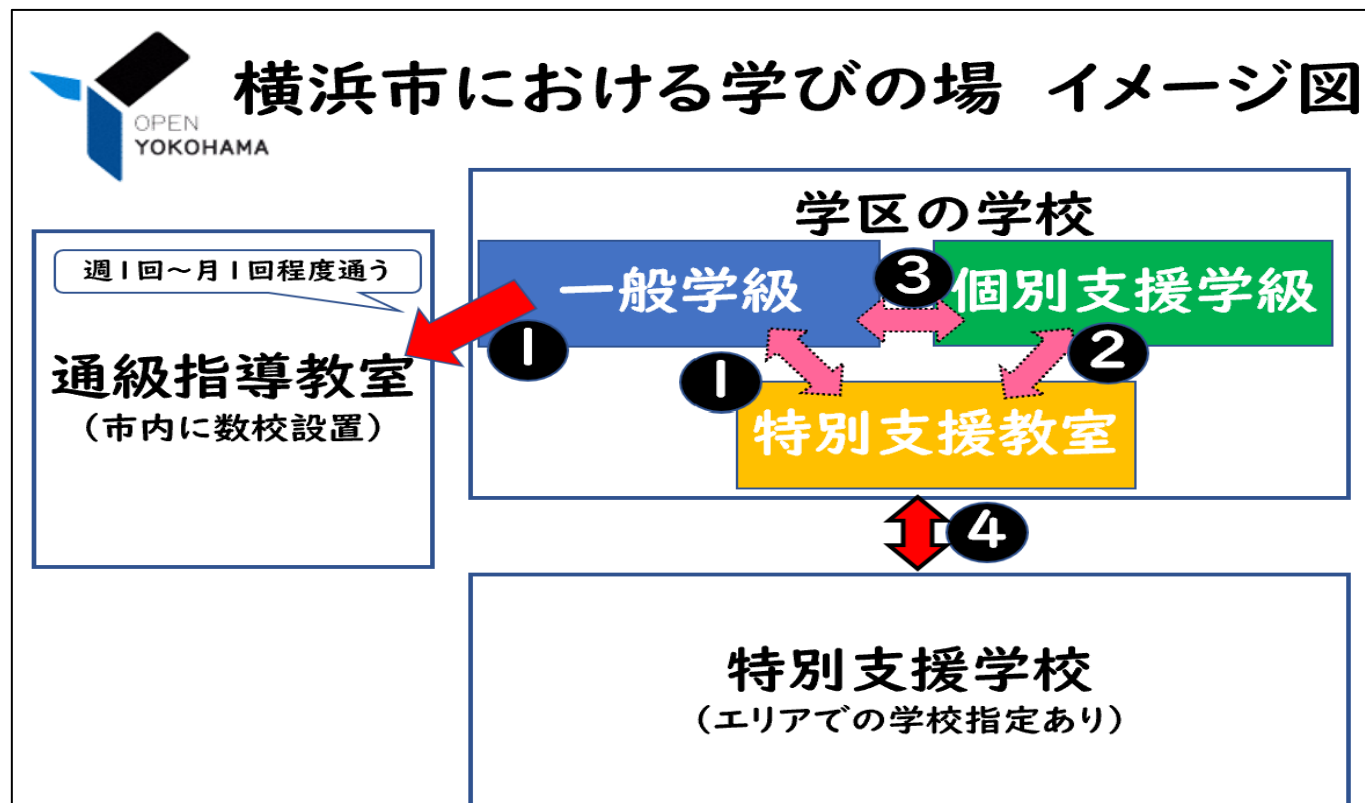
特別支援学校の詳細は、ホームページでご確認ください。

リンク先:「横浜市特別支援学校」と検索 ➡ 「横浜市特別支援学校一覧」を選択

(6) 特別支援教室 ※特総センターからの判断が必要な学びの場ではありません。

- ・横浜市立の小・中学校では、特別支援教室は、
「児童生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペース」としています。
- ・特別支援教室は、
「下学年の復習等による学年相応の学習のための丁寧な導入」
「スモールステップによる基礎の定着」
「在籍学級での学習や生活を安定・充実させるためのベースづくり」等を行う場として活用されています。
- ・特別支援教室は、各学校が学校の実態に応じて実施しているものです。
そのため、学校ごとに実施の有無や状況が異なりますので、直接学校にご確認ください。

(7) 横浜市における学びの場のイメージ



- ① 一般学級在籍児童生徒が、必要に応じた特別支援教室の利用や、特総センターでの判断が出た場合は、通級指導教室に通うことができます。
- ② 個別支援学級在籍児童生徒が、必要に応じて特別支援教室を利用することもあります。
- ③ 個別支援学級在籍児童生徒が、一般学級で交流及び共同学習として学ぶこともできます。
- ④ 特別支援学校在籍児童生徒が、本人・保護者の希望により、学区の学校との交流及び共同学習を行うこともあります。特別支援学校における交流及び共同学習は、保護者の付き添いのもとで参加します。

2. 就学相談について

(1) 横浜市特別支援教育総合センターについて

① 特総センターについて

外
観



心
理
検
査



プ
レ
イ
ル
ーム



特総センターは、1981年の「国際障害者年」に横浜市教育委員会が障害児教育の充実、発展を期して、保土ケ谷区仏向町に開設しました。現在は、年間を通して6,000件ほどの就学相談及び教育相談の申し込みがあります。

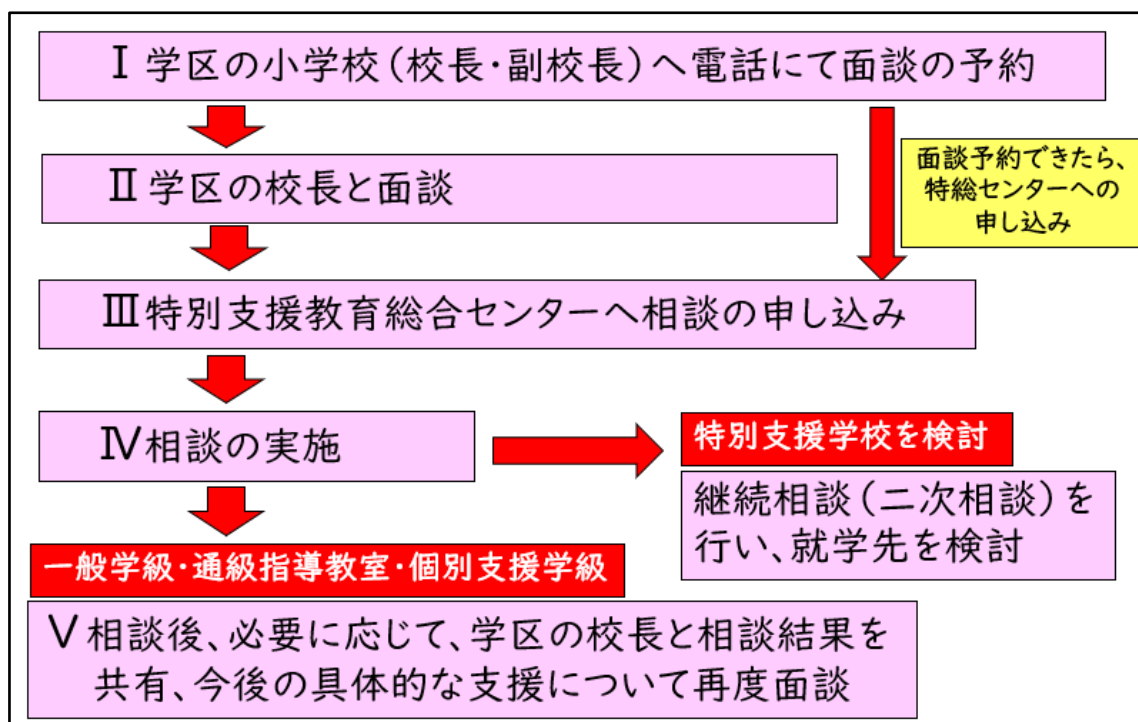
肢体不自由の方のために屋根付き駐車場が施設の入口の近くにありますのでご利用ください。

② 特総センターまでの地図



- ・電車で来所する場合の最寄り駅は「相鉄線の和田町（わだまち）駅」です。横浜駅から各駅停車で10分程度です。
- ・各駅停車以外は止まりませんのでご注意ください。駅からは徒歩10分程、途中に急な坂道があります。お車で来所される際、カーナビで「特別支援教育総合センター」では検索しても出ないことがあります。その場合は、特総センターの隣にある「仏向（ぶっこう）小学校」と検索してみてください。

(2) 就学相談の申込みからの流れ



① 申込みからの進め方

- I 学区の小学校・義務教育学校(校長・副校長)に電話し、就学のための面談予約をします。
その際、一般学級や個別支援学級の見学ができるかどうか必要に応じて確認します。
学区の校長との面談は、学校行事や校長の校務等により、特総センターでの就学相談の日時と前後することもあります。
- II 学区の校長と面談。お子さんの様子や就学についての心配事、検討する学校種・学級種、支援について伝えることや、学区の学校の様子を知ることが目的としています。
- III 特別支援教育総合センターへ相談の申し込みをします。
- IV 特総センターでの相談実施。ご自宅に相談日時決定通知が郵送で届きますので、必ずご持参ください。相談当日は、通知文の右下にある相談番号で受付をします。
- V 特総センターでの相談後、センターから学校に相談結果を報告します。
保護者の方は必要に応じて、学区の校長等と相談結果を共有していただき、今後の具体的な支援指導について再度面談することもあります。

※特別支援学校をご検討の場合でも、原則、学区の学校の校長との面談と見学が必要です。

特別支援学校に行った際に本人・保護者の希望で学区の学校と交流を行ったり、災害避難時に行くことになるかもしれません。「地域の中のお子さん」として顔が見える関係であることが大切です。

また、学校の環境面(校内外の段差や動線等)を確認しておくベターです。

特別支援学校を検討されている方は、手続き上、必ず学区の学校の個別支援学級の見学が必要になりますので、ご承知ください。

I 学区の小学校等（校長・副校長）へ電話で面談の予約

- ・特総センターへの相談にあたっては、原則、学区の小学校の校長・副校長と面談をしていただきます。これは、学区の学校に、お子さん・保護者の教育的ニーズを知ってもらうことが主な目的となります。まずは学区の小学校で面談を行ってください。
- ・ただし時期によっては、学校行事と重なる場合や校長の校務により、特総センターでの就学相談と前後することもあります。
- ・電話をする際は、面談に参加する人数をお伝えいただき、来校の際の注意事項等を確認してください。
- ・また、面談時に一般学級や個別支援学級等の見学が可能かを必要に応じて確認をしてください。

II 学区の校長との面談について

面談や見学を通して

① お子さんの様子や就学について、心配なことを相談してください。

例えば、身辺自立が不十分なので、着替えの際には支援が必要なこと、注意が逸れやすいので教室の座席は、できれば前の方が望ましいなどが考えられます。

また、発達検査の結果を書面でをお持ちの場合は、コピーを持参して、学校にお渡ししていただくと、支援指導の参考にすることができると思います。

② 検討している学校、学級など、具体的に必要な支援なども含めて相談してください。

例えば、感覚過敏があり、イヤーマフをつけている、集団では不安が高く、個別支援学級の少人数の中で学ばせてほしいなどが考えられます。

③ 学校の雰囲気や個別支援学級の様子、教室環境の状況などの情報を得てください。

例えば、個別支援学級が学校の何階にあり、教室の中の座席の配置やスケジュールの提示などはどうなっているのかなど、お子さんの生活や状況に応じて必要なことを確認するとベターです。

Ⅲ 特総センターへの相談申込み

相談時期は、先着順ではなく「希望する就学先」によって異なります。

日程が決まるまでに最大6か月程度、お待ちいただく場合があります。

① 相談申込書について

「横浜市特別支援教育総合センター」で検索し、特総センターのホームページへ入り、相談申込書をダウンロードし、プリントアウトしてください※ 記入例もダウンロードできますので、ご参照ください。

※横浜市特別支援教育総合センターで検索

横浜市HP>メニュー>子育て・教育>学校・教育>

教育に関する施策・取組>特別な支援が必要なお子さんの教育>相談窓口>

「相談申込書」からダウンロードし、プリントアウト

※プリントアウトが難しい場合は、特総センターへ郵送をご依頼ください。

② 一年以内に行った発達検査の結果を書面でをお持ちの場合はコピーを同封してください。

相談時の参考にしたり、検査結果を基に相談を行ったりして進めさせていただくことがあります。

過去に発達検査を実施し、結果を書面でをお持ちではない場合は、特総センターに事前にお問い合わせください。就学相談の申込方法は、郵送となります。特総センター宛に「相談申込書」をお送りください。

〒240-0044 横浜市保土ケ谷区仏向町845-2 特別支援教育総合センター 宛

③ 相談申込みの締切について

・特別支援学校を検討……………6月30日まで

・個別支援学級、通級指導教室を検討…7月31日まで

・通級指導教室を検討の場合、申込みは7月31日までです。相談日は12月以降になることもあります。

④ 相談日時の決定とお知らせ

・相談日時決定後は、ご自宅へ「相談日時決定通知」を郵送します。

・相談日時決定通知の送付までに、混雑時で6か月程度お待ちいただく場合があります。

・相談申込書提出後に、クリニックや地域療育センター等で発達検査を受けた場合は、必ず特総センターへご連絡をお願いします。

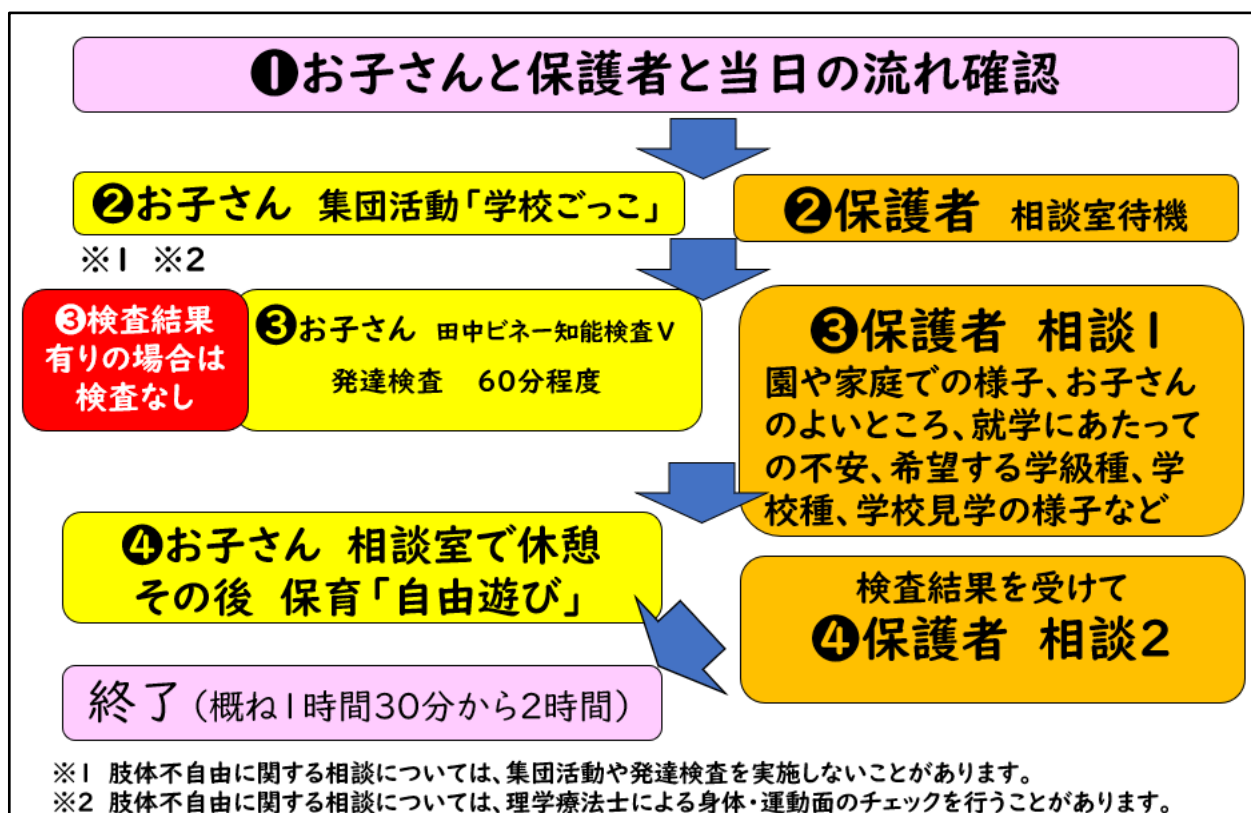
・相談日時の都合が悪く相談を延期する場合や相談そのものをキャンセルされる場合も、早めに特総センターへご連絡をお願いします。

・当日連絡、延期の場合は再調整が難しく、相談日時が少し先になることが多いです。ご承知ください。

⑤ 概ね1年以内に発達検査を受けている場合

- ・発達検査の結果を书面で持っている場合は、相談申込書と一緒に送付してください。
- ・発達検査の結果を书面で持っていない場合で、実施機関が「地域療育センター」「児童相談所」であれば相談申込書の保護者同意欄において、同意いただける場合は、特総センターから実施機関へ資料請求をさせていただきます。
- ・それ以外の実施機関には、特総センターから請求できないため、保護者の方に請求や取得をお願いする場合もありますので、ご協力をお願いします。
- ・相談申込み後や相談日程が決まった後に、発達検査を行う場合は、必ず特総センターへご連絡ください。

IV 就学相談当日の流れ



- ① 担当相談員からお子さんと保護者へ当日の流れを説明します。
 - ② その後、お子さんは集団活動に参加し、行動の様子など観察をします。集団活動は10分程度です。お子さんには「学校ごっこ」と伝えています。その間、保護者の方は相談室で待機していただきます。
 - ③ 集団活動のあと、お子さんは心理判定員と田中ビネー知能検査Ⅴの発達検査を行います。検査時間は概ね60分程度です。お子さんには「なぞなぞ」「クイズ」「言葉に関すること」「数に関すること」などと伝えています。
- ※他機関で発達検査を受けていて、そのデータを活用させていただく相談では、当日は心理判定員による発達検査はありません。データを活用しながら教育相談員によるお子さんの実態把握を行います。
- ※お子さんが発達検査を行っている間に、教育相談員から保護者の方に、家庭等での様子、お子さんのよさや就学後の不安、検討する学級・学校、学校見学の様子などについてお伺いします。

- ④ 発達検査のあと、お子さんはいったん相談室へ戻ってきます。そのあと、教育相談員と心理判定員が発達検査の結果を共有します。共有のあと、お子さんは別室へ移動し、遊んで待ってもらいます。「自由遊び」では保育士が様子を見ています。

保護者の方へは、検査結果をふまえて、それまで伺った話と合わせ、総合的にふさわしい学びの場について、教育相談員から「ふさわしい学びの場の判断」をお伝えします。

相談の開始から終了まで、概ね1時間半から2時間を目安にしています。

※肢体不自由に関する相談については、集団活動や発達検査を実施しないことがあります。また、理学療法士による身体・運動面のチェック、言語聴覚士による言語面のチェックを行うことがあります。

- ⑤ 相談時に保護者様の同意を得られた場合は、特総センターから学校へ「電話連絡」、「就学・教育相談報告書※」を送付し、結果を共有します。

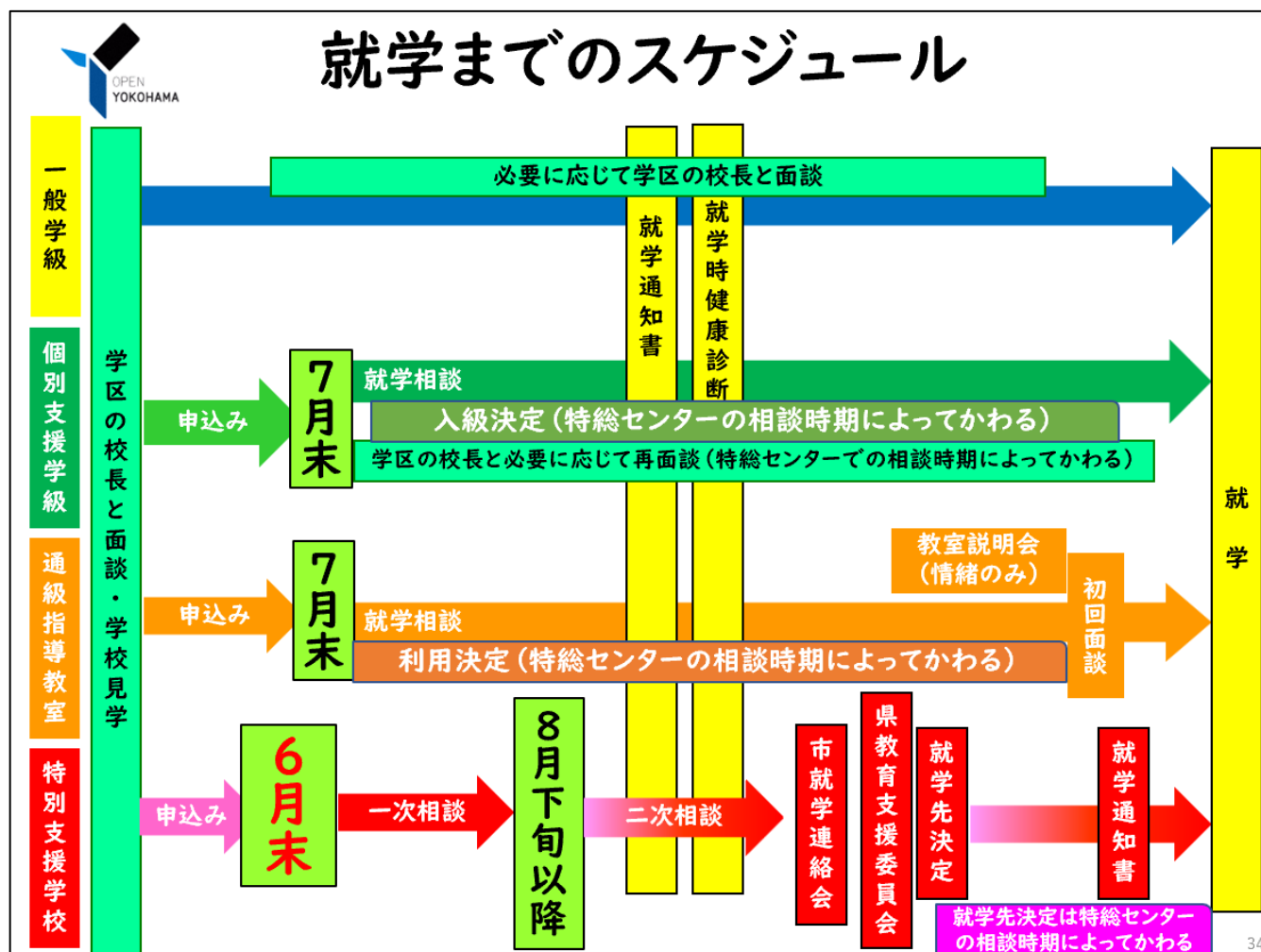
※開示請求について、詳細はホームページをご確認ください。

リンク先:「横浜市開示請求」と検索 ➡ 「行政文書の開示請求とは」を選択

V 相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を共有

- ・一般学級・通級指導教室・個別支援学級については、相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を共有し、今後の具体的な支援について再度面談を行います。
- ・相談時に保護者の同意を経て、相談後、特総センターから①学校へ電話連絡②学校へ就学・教育相談報告書を送付し、相談結果を共有します。
- ・特総センターでの相談後、必要に応じて、特総センターでの相談の様子や発達検査の結果、また支援、指導の内容について参考にしながら、就学に向けての準備や就学後の学級種の最終確認、具体的な支援を学校と再度確認、検討してください。

② 就学までのスケジュール



※特別支援学校を検討……6月31日までに、相談申込み書を特総センターへ送付（必着）

※個別支援学級、通級指導教室検討……7月31日までに、相談申込書を特総センターへ送付（必着）

3. 就学先ごとの就学の流れ

(1) 個別支援学級への就学までの流れ

①就学相談で個別支援学級の判断となったあと、

②必要に応じて、学区の小学校の校長と再度、面談を行います。

時期については、特総センターの相談後、家庭と学校の都合の良い日時、就学時健康診断時、入学説明会時などが考えられます。学校と相談しながら、必要に応じて就学前に個別支援学級の体験をご検討ください。

(2) 通級指導教室利用までの流れ

①就学相談で通級指導教室の利用の判断となったあとは、以下の通りです。

情緒障害通級指導教室の判断の場合：保護者から、指定の通級指導教室へ連絡する。

難聴・言語通級指導教室の判断の場合：通級指導教室から、保護者への連絡を待つ。

②情緒障害通級指導教室のみ、12月下旬から2月下旬に行われる説明会へご参加ください。

難聴・言語障害、弱視通級指導教室は説明会がありません。

③すべての通級指導教室で、指導開始にあたっての初回面談が実施されます。

④通級指導教室の開始となります。

～通級指導教室の現状と利用の考え方～

・小学校の情緒障害通級指導教室は、年度途中の入級が難しい状況です。難聴言語通級指導教室においても、年度途中の入級が難しい場合があります。

・特に新一年生は、通級利用のために、定期的に在籍校を離れて指導を受けることで学校生活のリズムがつかみにくなる場合があります。学区の学校との面談を経て、在籍校内での支援や配慮で学校生活をスムーズにスタートできそうな場合、1年生のうちは一般学級で様子を見ていくという考え方もあります。在籍校を離れての特別な指導の必要性について、十分ご検討ください。

(3) 特別支援学校の就学までの流れ

①一次相談を特総センターで行います。

②二次相談は、8月以降に随時、担当職員から電話で連絡します。その後、特総センターの担当職員がお子さんが在籍する保育所、幼稚園、児童発達支援事業所、地域療育センター等を訪問し、日常の過ごしの方での様子を見て、実態等を詳細に把握します。また、同時にお子さんの様子について電話で相談を継続し、ご家庭での様子等、丁寧に実態を把握させていただき、ふさわしい学びの場について総合的に検討します。

③特総センターでの相談の結果、特別支援学校への就学が望ましいと判断された場合、県立の場合は、各支援学校との入学を前提とした相談が必要となります。

④市立・県立共に、学識経験者や専門家等により構成される「横浜市就学連絡会」でご意見を伺った後、特別支援学校の就学予定児童として決定します。

県立の場合は、④神奈川県教育支援委員会にもはかる必要があります。

特別支援学校を希望しても、特総センターでの相談でお子さんの実態等から学びの場として学区の学校の個別支援学級と判断する場合がありますのでご理解ください。

特別支援学校の就学を検討される場合

- ① 特別支援学校を検討する場合でも、必ず学区の小学校で面談及び個別支援学級等の見学を行ってください。「就学相談」★保護者様にお願いすること参照。
- ② 特別支援学校の見学を必ず行ってください。
- ③ 特総センターでの就学相談後は、保育所、幼稚園、地域療育センター等の関係機関と連携を図りながら、お子さんの実態を総合的に把握し、二次相談を行います。
- ④ 特別支援学校の指定は、神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会との調整により、お住まいの住所ごとに指定されています。また、調整区域の場合は、対象となる全ての学校を見学していただきます。
住所で指定される特別支援学校については、特総センターに電話でお問い合わせください。
- ⑤ 相談の申込み締め切りは6月下旬です。早めの申込をお願いします。迷われている場合も同様です。
- ⑥ 私立聖坂支援学校や横浜国立大学附属特別支援学校等を受験予定の場合は、必ず相談申込書に記載し、就学相談時にもお伝えください。

4. 補足説明

(1) 特総センターへ来所せず、個別支援学級への入級判断となる場合

特総センターでの来所相談はせず、個別支援学級への入級判断となる場合があります。

次の3つが満たされていることが条件です。

- ① お子さんと保護者が個別支援学級入級を検討している。
- ② 概ね1年以内の発達検査の結果がある。(特総センター、児童相談所、療育センター、クリニック等)
 - ア 結果のIQ数値が75以下であれば、「知的障害個別支援学級」
 - イ IQ数値が76以上で自閉症等の診断がある場合は、「自閉症・情緒障害個別支援学級」への入級となります。

診断がない場合でも、児童の実態を把握し、自立活動をもとにした指導目標等を検討、確認した上で、学校から必要な書類提出がある場合。

- ③ 上記2つの条件に合致し、個別支援学級への入級希望がある場合、学区の小学校長との面談で、保護者からその旨を伝えていただき、協議のうえ、両者が合意することが前提になります。

特総センターに提出された相談申込書を確認させていただき、特総センターからこちらの手続きをご案内することがあります。

この方法を検討しても様々な理由から来所相談が必要となることもありますのでご了承ください。

<来所なしの書類判断による個別支援学級への入級の流れ>

- ① 学区の校長と面談をして、個別支援学級を希望している旨を伝えてください。
その際に、1年以内の発達検査の結果を伝え、入級申請書の条件に該当するか確認をしてください。
面談の中で、特総センターへ来所相談を進められることもありますので、ご承知ください。
- ② 学校と合意後、保護者は郵送で相談申込書と概ね一年以内の発達検査の結果を特総センターへ送付します。学校は入級申請書を特総センターへ送付します。
- ③ 特総センターは提出された書類を確認し、個別支援学級が学びの場としてふさわしいのか検討します。
場合によっては、特総センターへの来所をお願いすることもあります。
- ④ 特総センターから検討後、就学相談(電話相談)にて、個別支援学級の判断について保護者に連絡し合意形成をはかります。
- ⑤ 保護者の同意を得た上で電話と書面で学校へ報告します。
- ⑥ その後、保護者と学校が最終確認し、入級が最終決定されます。

他都市からの転入に伴う相談は、必要に応じて転入前の自治体における就学支援委員会資料や発達検査の結果をもとに書類審査を行います。その結果、来所なしの書類判断による個別支援学級への入級となる場合があります。

(2) 通級指導教室・特別支援学校の見学や説明会について

- ・ 特別支援学校の見学や説明会に関する情報は、各学校のホームページをご確認ください。
特別支援学校への就学を希望する場合は、必ず一度は見学をしてください。
- ・ 一般学級、個別支援学級の見学は、直接、学校にお申し込みください。
- ・ 通級指導教室は、見学会は行っていません。
- ・ 情緒障害通級指導教室利用の判断の場合、12月下旬～2月下旬頃に各通級で説明会があります。
詳細は相談時にご案内します。
- ・ 難聴言語、弱視の通級は説明会がありません。

(3) 個別の教育支援計画及び指導計画について

- ・ 特別支援学校の在籍、個別支援学級の在籍、通級指導教室の利用、特別支援教室利用のお子さんは、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を学校が必ず作成します。
- ・ 「個別の教育支援計画」は、他機関との連携を図り、一貫して的確な教育的支援を行うための計画です。
お子さんの教育的ニーズに応じて、長期的な視点に立って作成します。保護者にも学校から渡されます。
- ・ 「個別の指導計画」は学校全体で適切な指導・支援を行うための計画であり、教科等について計画された一年ごとの指導目標や内容・方法等を示したものです。
「個別の教育支援計画」は、お子さん及び保護者とともに作成します。

(4) 指定地区外就学制度について

指定地区外就学制度の詳細につきましては、横浜市のホームページをご確認ください。

リンク先:「横浜市学区外就学」と検索 ➡ 「指定地区外就学制度のご案内」を選択

- ・ 横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっています。
- ・ 個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学」という制度があり、いくつかの理由に該当する場合に適用されます。
- ・ この制度を利用したい場合は、最初に学区の小学校の校長に相談し、承諾を得る必要があります。

(5) 転居予定がある方

- ・**横浜市外**への転居予定がある方は、転居予定先の市区町村で就学相談をしてください。
市町村ごとに教育相談や教育システムが違います。直接、転居予定先の市区町村教育委員会に問い合わせし、相談をしてください。
- ・**横浜市内**での転居予定がある方は、新たな転居予定先の学区の小学校の校長と面談をしてください。
面談が難しい場合は、特総センターへお問い合わせください。
- ・申込書の住所欄「新住所（〇月〇日より）」への記入をお願いします。新住所が決まっていない場合は、「市内へ転居予定」と記入してください。申込時にわかる範囲で結構ですので、申込書に転居先の住所の記入をお願いします。
- ・相談申し込み後、転居が決まった場合は、必ず特総センターへご連絡ください。
原則、市外への転居の場合は相談をキャンセルさせていただきます。

(6) 就学時健康診断について

- ・10月頃にお住まいの区役所から通知が届きます。所定の小学校で就学時健康診断を受診します。
- ・通知が届く対象は横浜市内に住所がある児童です。特別支援学校検討の場合でも、通知が届きます。
- ・就学時健康診断にあたって心配なことがある場合や、受診が難しい場合は保護者から指定の小学校へ直接、ご相談ください。
- ・移動面や体調等の関係から就学時健康診断をご希望されない場合は、指定の小学校に電話をしていたいただき、「特別支援教育総合センターで特別支援学校就学に向けた相談をしています。〇〇小学校での就学時健康診断は受けません」とお伝えください。電話がないままですと、小学校から確認の電話がある可能性があります、よろしくお願いします。

(7) 個別支援学級就学奨励費

個別支援学級に在籍しているご家庭で「入学準備費や学用品費・通学用品費」に該当する物品を購入された場合に奨励費が支給されます。詳しくはホームページでご確認ください。

リンク先：「横浜市就学援助」と検索 ➡ 「就学援助制度について」を選択

(8) 相談申込書について

相談申込書及び記入例は特総センターホームページに掲載しています。記入にあたっては、相談申込書記入例をご覧ください。インターネットで検索する際は「特総センター」で検索してください
記入例を見ても分からない点は、特総センターへご連絡ください。

リンク先：「横浜市相談申込」と検索 ➡ 「相談窓口（横浜市特別支援教育総合センター）」を選択